区のサービス・手続き・施設のご案内は ★しんじゅくコール★
☎(3209)9999 午前8時～午後10時 FAX(3209)9900

震災への備えは大丈夫ですか
防災用品等のあっせん

首都直下地震の切迫性が指摘される中、少しでも被害を減らすことができるよう、家庭や事業所でも日ごろから備えておきましょう。

区内の家庭・事業所が対象の、防災用品等のあっせんをご活用ください。

【問合せ】危機管理課事業推進係（本庁舎4階）☎(5273)3874・FAX(3209)4069へ。

防災用品のあっせん

非常食・保存水・家具転倒防止器具・簡易トイレ等をあっせんしています。

【申込み】パンフレットと申込書は、危機管理課・防災センター（市谷仲之町2―42）・特別出張所で配布しています。25年3月31日㈰までに、申込書に記載のあっせん業者へ直接、お申し込みください。お届けに時間をいただく場合があります。ご了承ください。

消火器・消火器薬剤詰め替えのあっせん

【消火器の種類・価格（税込み）】左表1・2のとおり

【申込み】25年3月31日㈰までに、東和防災工業㈱☎（3200）3254へ。業者が事前連絡の上、直接お届けします。

【支払い】品物と引き換えに、業者に直接お支払いください。

●古い消火器にご注意を

消火器本体の耐用年数は、おおむね製造から8年です（容器に表示）。耐用年数にかかわらず、傷・腐食・さび・変形に注意しましょう。

不用な消火器は、一般ごみには出せません。処分は専門の業者へ依頼してください。東和防災工業㈱では、購入本数分まで古い消火器を無料で処分します（処分のみの場合は1本に付き千円）。

住宅用火災警報器のあっせん

都内すべての住宅に設置が義務付けられています。

【警報器の種類】煙式・熱式。いずれも音声警報タイプ

【価格（税込み）】1つ3千675円（取り付けを依頼する場合は4千725円）

【申込み】25年3月31日㈰までに、左表3のあっせん業者へ。

【支払い】品物と引き換えに、業者に直接お支払いください。

区役所をかたる悪質な業者にご注意を

区では、訪問販売は一切行っていません。区役所をかたる悪質な業者には、十分ご注意ください。区のあっせん業者は、事前に電話連絡の上、伺います。

表1 消火器のあっせん価格

種類	薬剤量	総重量	全高	あっせん価格
ABC粉末5型（蓄圧式）	1.5kg	約2.8kg～3.0kg	約40㎝～42㎝	6,000円
ABC粉末10型（蓄圧式）	3.5kg	約5.7kg～6.1kg	約48㎝～54㎝	8,000円
強化液3ℓ型（中性）	3ℓ	約5.8kg	約49㎝	9,100円
強化液6ℓ型（中性）	6ℓ	約10.5kg	約64㎝	10,500円

※いずれも普通火災・油火災・電気火災に適応

表2 消火器薬剤詰め替えのあっせん価格

種類	形式		あっせん価格
ABC粉末消火器	加圧式	3型	3,100円
		4型	4,100円
		6型	4,400円
		10型	5,000円
	蓄圧式	3型	3,400円
		4型	4,500円
		6型	5,000円
		10型	5,600円
強化液消火器	蓄圧式	3ℓ型	5,000円
強化液消火器（中性）	蓄圧式	2ℓ型	4,900円
		3ℓ型	6,200円

表3 住宅用火災警報器のあっせん業者

あっせん業者	所在地	電話番号
三興防災工業㈱	西新宿4―12―8	(3377)4331
昭和理化㈱	大久保2―2―18	(3209)4043
ダイワティーアイ防災	百人町3―10―7	(3362)0467
東京防災設備㈱	北新宿1―8―1、中島ビル	(3363)9761
東通工業㈱	西新宿7―3―9	(3365)2161
東和防災工業㈱	歌舞伎町2―17―7、松宝ビル	(3200)3254
㈱日東防火	新宿6―7―16、日東ハイブリッジ	(3354)6333
日東防災設備㈱	百人町1―14―10	(3362)3697
光防災工業㈱	北新宿4―18―2	(3371)1078

ご利用ください コミュニティ活動補償制度

4月から 死亡弔慰金補償がスタート 傷害補償の対象にウイルス性食中毒を追加

皆さんが安心して町会・自治会活動やボランティア活動などができるよう、区が保険料を負担し、活動中の事故による損害を補償する制度です。計画的・継続的に行う公共の利益を目的とした自発的な活動が対象で、原則として事前の登録は不要です。ぜひ、ご利用ください。

パンフレット（写真下）は生涯学習コミュニティ課・特別出張所で配布しているほか、新宿区ホームページでご案内しています。

【問合せ】生涯学習コミュニティ課生涯学習コミュニティ係（本庁舎1階）☎（5273）4127・FAX（5273）3590へ。

補償の対象となる活動

次のすべてを満たす活動です。

▼区民の方で構成する地域団体か区内に活動拠点のある地域団体の活動、▼広く公共の利益を目的とした自主的な活動、▼年間を通して計画的・継続的に行う活動、▼無報酬で行う活動（交通費等の実費は無報酬とみなします）、▼区内での活動または新宿区民が行う国内での活動

公益性のある活動とは

▼町会・自治会活動、▼地区協議会活動、▼防犯活動、▼防災活動、▼交通安全活動、▼社会福祉活動、▼資源ごみ回収・リサイクル活動、▼清掃活動（事前に生活環境課へ「清掃美化活動参加票」を提出。町会・自治会が年間事業として計画的に行う場合は不要）、▼青少年健全育成のための青少年の指導・育成活動、▼スポーツ・文化活動の指導（参加者は対象外）

※町会・自治会、地区協議会、青少年育成会の活動では、活動者が同伴する未就学児も、傷害補償の対象になります。

●対象外の活動例

▼会員同士の慰労を目的とした活動（懇親会・慰労会等）、▼趣味等のスポーツ・レクリエーション活動・文化活動（無報酬の指導者は補償の対象となります）、▼政治・宗教・営利を目的とした活動、▼学校・保育園等の管理下での児童・生徒の活動

事故が発生したときは

傷害事故や賠償責任が生じる事故が発生したときは、発生から14日以内に活動団体の代表者が「コミュニティ活動事故報告書」を区に提出してください。区が活動内容や事故の状況等を調査し、制度に該当する場合は保険会社に保険金を請求します。

傷害補償の対象にウイルス性食中毒を追加

これまでは、活動中の傷害のほか、熱中症（熱射病・日射病）や細菌性食中毒（O―157等）が原因の傷害が補償の対象でしたが、4月からは、ウイルス性食中毒が原因の傷害も補償の対象になりました。

死亡弔慰金補償

4月から、活動中に次の①②が原因で死亡した場合には、法定相続人に弔慰金50万円を支払います。

▼①活動中に急性心疾患・急性脳疾患で死亡または病院に搬送され30日以内に死亡した場合、▼②活動中に①以外の疾患を発症し、24時間以内に死亡したことが医師の診断により明らかであり、死亡原因となる疾患が特定できる場合（熱中症・細菌性食中毒・ウイルス性食中毒が原因で死亡した場合は傷害補償の対象）

傷害補償

	傷害	熱中症・細菌性食中毒・ウイルス性食中毒
死亡補償金	500万円	300万円
後遺障害補償金	15万円～500万円	9万円～300万円
入院補償金	1日3,000円（事故の日から180日以内）	
通院補償金	1日2,000円（事故の日から180日以内で90日を限度）	
手術補償金	入院補償日額に手術の種類に応じた倍率をかけた金額	

賠償責任補償

身体賠償（対人）	1名に付き1億円まで 1事故に付き5億円まで
財物賠償（対物）	1事故に付き500万円まで
保管者賠償	